

～お互いを思いやり、安心して幸せに くらすことができる社会をめざして～

「奈良県障害のある人もともに暮らしありやすい社会づくり条例」

平成28年4月1日より施行されました。

●なぜ、この条例が制定されたの？

障害のある人もともに暮らしありやすい社会の実現は誰もが望んでいるところですが、今なお、障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人が生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

この条例は、そうした問題をなくし、障害のある人もともにお互いにかけがえのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会づくりを目的にしています。

●だれもが暮らしありやすい社会に

私たち一人ひとりが障害のことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、障害のある人だけではなく、全ての人にとって暮らしありやすい社会になっていきます。障害のある人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県をつくりましょう。

●すこしの心くばりをあたりまえに

この条例では、「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。

「障害を理由とする差別」には、「不利益な取扱い」と「合理的な配慮の不提供」があります。



●「不利益な取扱い」って？

誰もが納得できる理由や、やむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。

例えば・・・

- ◇親に障害があることを理由に、子どもの保育園への入園を認めないこと。
- ◇対応を後回しにしたり、サービス提供時間を変更又は限定したりすること。
- ◇車いすを理由に、タクシーの乗車を拒否すること。
- ◇障害のある人本人の意思を確認せず、家族又は行政のみと相談して施設への入所を決めること。

など。

●「合理的な配慮の不提供」って？

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が重たくないのに、必要かつ合理的な配慮をしない行為をいいます。必要な配慮については、一人ひとり違ってきます。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたりしたときは、できる限り力になるように心がけましょう。

例えば・・・

- ◇障害のある人から申し出があった時は、ゆっくりと分かりやすいことばで説明すること。
- ◇筆談、手話、読み上げ、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いること
- ◇車いすの人が手の届かない上の方にある商品は代わりにとって渡す。

など。